

豊橋市高齢者福祉計画策定会議設置要綱

(趣旨)

第1条 豊橋市高齢者福祉計画(以下「計画」という。)について必要な事項を検討するため、豊橋市高齢者福祉計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する重要事項の調査検討及び調整
- (2) 計画の立案
- (3) その他計画策定に必要な事項

(策定会議の委員等)

第3条 策定会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、策定会議を招集し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 策定会議は、必要に応じて関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第4条 策定会議の下に幹事会を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事会は、次の事項を所掌し、幹事長は策定会議に必要な資料を提出する。
 - (1) 計画の策定に関する必要事項の調査検討及び調整
 - (2) 計画素案の作成
- 3 幹事長は、幹事会を招集し、会務を総理する。
- 4 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 幹事会は、必要に応じて関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 策定会議及び幹事会の事務局は、長寿介護課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定会議及び幹事会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

策定会議 9 名

役 職	職 名
会 長	福祉部長兼福祉事務所長
委 員	総務部長
〃	財務部長
〃	企画部長
〃	市民協創部長
〃	健康部長兼保健所長
〃	産業部長
〃	建設部長
〃	都市計画部長

別表第 2（第 4 条関係）

幹事会 12 名

役 職	職 名
幹事長	長寿介護課長
委 員	財政課長
〃	政策企画課長
〃	市民協働推進課長
〃	福祉政策課長
〃	国保年金課長
〃	障害福祉課長
〃	健康政策課長
〃	健康増進課長
〃	商工業振興課長
〃	住宅課長
〃	都市交通課長